

令和元年度農林水産関係補正予算の概要

総額 5, 849億円

〔 公共 : 2, 991億円 〕

〔 非公共 : 2, 858億円 〕

※ このほか、財政投融資計画追加額：200億円

1 「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づく施策の実施

〔 「大綱」関連予算合計
3, 250億円 〕

(1) 次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成

① 農林水産業の担い手の確保・育成、経営基盤強化緊急対策 64億円

- ・多様な担い手が新規就農しやすい環境を整備するため、就職氷河期世代の就農希望者への就農準備資金の交付、50歳台の者も対象とする研修や地域における就農者の受入体制の整備を支援するほか、「人・農地プラン」に基づき農地中間管理機構が活用されている地域等の担い手への農業用機械・施設の導入等を支援
- ・農業と同様に、就職氷河期世代やシニア世代の多様な担い手が新規就農しやすい環境を整備するため、林業では就業希望者の林業への適性を見極めるトライアル雇用（短期研修）等を支援するとともに、水産業では通信教育等を通じたりカレント教育の受講等を支援

② 担い手経営発展支援金融対策事業

(追加融資枠)

1, 000億円

(注) 既存基金を活用

- ・攻めの経営展開に意欲的に取り組む農業者を金融面から支援するため、スーパーL資金について、貸付当初5年間の金利負担を軽減

③ 農地の更なる大区画化・汎用化の推進<公共>

270億円

- ・農地中間管理事業の重点実施区域等において、担い手への農地集積・集約化を加速化して米の生産コストの大幅な削減等を図るため、農地の大区画化や排水対策、水管理の省力化等の整備を実施・支援

④ 棚田・中山間地域対策<一部公共>

282億円

うち棚田地域振興緊急対策

2億円

うち中山間地域所得向上支援対策

242億円

訪農山村地域整備交付金(中山間地域整備)

38億円

- ・棚田地域を始めとする中山間地域の振興を図るため、棚田地域振興法に基づく棚田保全・振興に必要な調査の実施や景観修復等の環境整備を支援するとともに、基盤整備と生産・販売施設等の整備を総合的に支援

(2) 国際競争力のある産地イノベーションの促進

① 産地生産基盤パワーアップ事業

34.8 億円

- ・国内外の様々な需要に応じた多様な品質・ロットに対応できる生産・供給体制を構築するため、流通業者等の拠点事業者を中心とした施設整備、コールドチェーン等の整備等とともに、中小・家族経営の経営基盤の継承円滑化、堆肥の活用による全国的な土づくり等を支援

② 水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進<公共>

56.6 億円

- ・高収益作物を中心とした営農体系への転換を促進するため、受益面積の規模要件を緩和し、排水改良等による水田の畑地化・汎用化や、畑地かんがい施設の整備等による畑地・樹園地の高機能化等の基盤整備を実施・支援

③ スマート農業技術の開発・実証プロジェクト

7.2 億円

- ・A I、I o T等の先端技術を活用して生産現場が抱える課題を解決するため、園芸作物・畜産等実証品目の拡大を行うとともに、棚田・中山間地域や台風19号等の被災地にも導入・実証を支援

④ 加工施設再編等緊急対策事業

2.1 億円

- ・農畜産物の加工施設について、再編合理化を通じたコスト縮減の取組やニーズの高い加工品への転換を図る取組等を支援

(3) 畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進

① 和牛・乳用牛の増頭・増産対策 243億円

- ・輸出の拡大に向けた和牛の増産や酪農の生産基盤強化を強力に進めるため、増頭奨励金を交付するほか、優良な和牛を生産するための公共牧場等での繁殖雌牛の導入や施設等の整備、和牛受精卵の増産、乳用後継牛確保のための性別別精液の活用等を支援
- ・増頭を下支えする環境を整備するため、後継者不在の中小・家族経営からの経営継承、TMR（完全混合飼料）センターの整備、家畜排せつ物処理の円滑化、家畜市場・食肉処理施設の再編整備を総合的に支援

② 畜産クラスター事業の改善 409億円

- ・畜産クラスター計画を策定した地域において、中小農家の規模拡大を後押しするため、飼養頭数等の規模要件を緩和し、収益性向上等に必要な機械導入・施設整備を支援
- このほか
増頭・増産対策分
138億円
国産チーズ振興枠
90億円

③ 国産チーズの競争力強化 150億円 （うち国産チーズ振興枠 90億円）

- ・酪農家による原料乳の高品質化・コスト低減の取組、チーズを製造する者の生産性向上に必要な施設整備等を支援

④ 草地整備の推進<公共> 58億円

- ・畜産クラスター計画を策定した地域での効率的な飼料生産に資する草地整備を推進

⑤ 加工施設再編等緊急対策事業（再掲） 21億円

- ・農畜産物の加工施設について、再編合理化を通じたコスト縮減の取組やニーズの高い加工品への転換を図る取組等を支援

(4) 高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓

① 司令塔組織の創設による輸出環境の整備 9億円

- ・政府一体となって新市場の開拓を推進するため、輸出に必要な証明書の発給等の手続の迅速化や海外の食品安全等の規制に関する情報収集・分析・相談窓口の一元化、日本発の規格・認証の活用の加速化、知的財産の戦略的活用の推進等の取組を実施・支援

② 輸出に取り組む事業者への支援の強化

ア グローバル産地づくり緊急対策 8億円

- ・G F P（農林水産物・食品輸出プロジェクト）に基づくグローバル産地の形成を推進するため、輸出診断、交流会の開催、輸出商社とのマッチングの強化、新技術の導入、国際的な規格認証等の取得等を支援

イ 海外の需要拡大・商流構築に向けた取組の強化 33億円

- ・J F O O D O（日本食品海外プロモーションセンター）による重点的・戦略的プロモーションやJ E T R O（日本貿易振興機構）による海外見本市への出展支援等、インバウンド需要を含めた分野・テーマ別の販売促進活動を強化するとともに、コメ・コメ加工品の海外市場の開拓、外食産業等と連携した需要拡大対策等を支援

③ 輸出拠点の整備

ア 輸出向けH A C C P等対応施設整備緊急対策 108億円

- ・加工食品等の輸出拡大を図るため、食品製造事業者等によるH A C C P（危害分析重要管理点）等に対応した施設の改修等や機器の整備を支援するとともに、農畜水産物の輸出拡大に必要な食肉処理施設、コールドチェーン対応卸売市場施設等の整備を支援

イ 水産物輸出拡大緊急対策事業<一部公共> 140億円

- ・水産物の更なる輸出の拡大を図るため、大規模な水産物流通・生産拠点における共同利用施設・養殖場等の一体的整備、生産から販売までの関係者が連携した国際市場に通用するモデル的な商流の構築等の取組を支援

(5) 合板・製材・構造用集成材等の木材製品の国際競争力の強化

○ 合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策<一部公共> 360億円

- ・合板・製材・構造用集成材等の国際競争力を強化するため、路網整備や高性能林業機械の導入、加工施設の大規模化・高効率化や高付加価値品目への転換、脱プラスチックにも資する木質新素材（改質リグニン）の実証プラントの整備、木材製品等の消費拡大に向けたJAS構造材等の普及・実証、輸出に向けた付加価値の高い木材の生産施設整備等を支援

(6) 持続可能な収益性の高い操業体制への転換

○ 水産業競争力強化緊急事業 270億円

- ・収益性の高い操業体制への転換を図るため、「広域浜プラン」に基づき、担い手へのリース方式による漁船の導入、海況情報を迅速に把握するための海上ブロードバンド用機器、生産性向上や省力・省コスト化に資する漁業用機器等の導入、産地施設の再編整備等を支援

2 災害からの復旧・復興と安全・安心

[復旧・復興等関連合計)
2,144億円]

(1) 台風19号等の災害からの復旧・復興

① 災害復旧等事業<公共> 867億円

- ・被災した農地・農業用施設、治山施設、林道施設、漁港施設等の速やかな復旧等を実施・支援

② 強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災農業者支援型） 175億円

- ・被災した農業者の農業経営の維持を図るため、被災した施設の撤去を含む農業用ハウス・農業用機械等の再建・修繕を支援

③ 持続的生産強化対策事業（産地緊急支援対策） 1億円

- ・被災した産地での営農再開・継続を図るため、農業用ハウス等の導入や追加防除・施肥、追加的な種子・種苗の確保、茶の改植、飛散したガラスや稻わら等の撤去、稲作農家の営農再開に向けた土づくり、集出荷施設等の簡易な補修等を支援

④ 被災農家等営農再開緊急対策事業 3億円

- ・収穫後の米を保管していた倉庫等が浸水したことにより米を出荷できなかった農家等が営農を再開するために行う土づくりや種苗等の資材準備等を支援

⑤ 特殊自然災害対策施設緊急整備事業 2億円

- ・火山の降灰被害対応のための洗浄用機械施設等の整備を支援

⑥ 被災した独立行政法人施設の復旧 6億円

- ・被災した独立行政法人（農業・食品産業技術総合研究機構、森林研究・整備機構、水産研究・教育機構）の施設の復旧・整備等を実施

⑦ 農村地域復興再生基盤総合整備事業（東日本大震災復興特別会計の補正予算） 4億円

- ・現在事業が実施されている地域において台風第19号等の被害により追加的に必要となった経費等を支援

(復興特会)

4億円

(2) 水害を中心とする防災・減災、国土強靭化の更なる推進

① 農業水利施設等の防災・減災対策<公共>

- 農業水利施設等について、自然災害の際にも機能を確保するため、浸水被害の防止に直結する施設の改修・更新、転落防止のための安全防護柵の設置等を実施・支援

(農業農村整備事業)

572億円の内数

(農山漁村地域整備交付金)

34億円の内数

② ため池の防災・減災対策<公共>

- 下流への影響が特に大きく、早急に対策が必要な防災重点ため池について、機能・安全性の確保のための改修や利用されていないため池の統廃合を支援

(農業農村整備事業)

572億円の内数

(農山漁村地域整備交付金)

34億円の内数

③ 治山施設等の防災・減災対策<公共>

- 重要なインフラ施設の周辺や氾濫した河川の上流域等において、治山施設の設置等により荒廃山地の復旧・予防対策を実施・支援

(治山事業)

173億円

(農山漁村地域整備交付金)

34億円の内数

④ 森林整備による防災・減災対策<公共>

- 重要なインフラ施設の周辺や氾濫した河川の上流域等での森林整備等の対策を実施・支援

(森林整備事業)

60億円

(農山漁村地域整備交付金)

34億円の内数

⑤ 漁業地域の防災・減災対策<公共>

- 漁業地域において、台風・低気圧による高潮・高波・暴風被害を未然に防止するため、防波堤等の耐浪化対策や防風施設の設置等による防風対策を支援

(水産基盤整備事業)

80億円

(農山漁村地域整備交付金)

34億円の内数

⑥ 海岸堤防等の防災・減災対策<公共>

- 海拔ゼロメートル地帯等の浸水被害の影響が特に大きい地域において、内水氾濫防止のための排水機場や水門等の補強、高波による倒壊防止のための堤防等の補強等を実施・支援

(海岸事業)

5億円

(農山漁村地域整備交付金)

34億円の内数

(3) C S F・A S F等への対策

① 家畜伝染病予防費

57億円

- ・越境性動物疾病の予防・まん延防止と畜産農家の被害拡大防止を図るため、家畜伝染病予防法に基づき、都道府県が実施する検査や消毒ポイントの運営経費等を支援

② 家畜衛生の推進

59億円

- ・家畜伝染病を早期に封じ込め、畜産農家の被害拡大を防止するため、家畜保健衛生所等における高度な検査施設の整備や野生動物の検査、ワクチンを安定供給するための製造施設・設備の増強等を支援するとともに、養豚農家の飼養衛生管理基準の遵守を徹底するため、消毒機器の設置等の地域一体となった農場のバイオセキュリティ向上のための取組を支援

③ 鳥獣被害防止総合対策交付金

5億円

- ・C S Fのまん延防止と畜産農家の被害防止を図るため、野生イノシシの捕獲活動を直接支援するとともに、広域的な捕獲活動の実施、I C T（情報通信技術）を活用したわな等の効率的な捕獲等を支援

④ 家畜伝染病の水際検疫強化・早期発見・封じ込め対策

13億円

- ・水際検疫を強化し、畜産農家の被害を防止するため、禁止品所持者等の情報収集体制の強化、早期発見のための動物検疫所の検査機器等の追加配備等を実施するとともに、A S F発生等の不測の事態に備えるため、移動式レンダリング装置等の追加配備を実施

⑤ 重要病害虫の防除対策の推進

24億円

- ・ジャガイモシロシストセンチュウ及びテンサイシストセンチュウの確認された地域においてまん延防止のための防除対策を実施するとともに、ツマジロクサヨトウについて、侵入警戒調査を実施した上で、まん延防止のための防除対策を支援

3 「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づく施策等の推進

[プランに基づく施策等合計
460億円]

① 畑作構造転換事業 30億円

- ・労働力不足や病害虫リスクへの対応等の畑作産地が抱える課題に対応するため、ばれいしょ、てん菜、豆類等の省力作業体系や生産性向上技術の導入、輪作体系の適正化のために必要となる作物の導入、種ばれいしょの生産性向上等を支援

このほか
産地生産基盤パワーアップ事業の輪作確立枠
6億円

② 甘味資源作物産地生産性向上緊急支援事業 20億円

- ・離島等の地域で地域経済・雇用を支えるさとうきび、かんしょの生産者、製糖工場やでん粉工場の持続的発展を図るため、新品種への転換、病害虫の発生に備えた予防的な取組や省力化に資する機器導入等を支援

③ ムーンショット型農林水産研究開発事業 50億円

- ・農林水産分野にイノベーションを創出するため、農業・食品産業技術総合研究機構に基金を設置し、困難だが実現すれば大きなインパクトが期待される研究開発を支援

④ 鳥獣被害防止総合対策交付金 5億円

- ・ジビエの利用拡大を推進するため、捕獲から処理加工までの情報を関係者が共有できるネットワーク構築の実証、処理加工施設等における人材育成、E C（電子商取引）サイトを活用したプロモーションの展開等を支援

⑤ 漁業収入安定対策事業	211億円
・記録的不漁や台風等の災害が多発する中で、計画的に資源管理等に取り組む漁業者の経営を支えるため、漁獲変動等による減収を補填	
⑥ 新たな資源管理の推進	48億円
・資源調査・評価の高度化を図り、海洋の環境変化の解析や不漁原因の解明等を行うため、老朽化した水産庁漁業調査船「開洋丸」について、最新鋭の調査機器等を導入した新鋭の代船を建造するとともに、水産研究・教育機構が行う水産資源や海洋環境の迅速なデータ解析等のシステムの構築を支援	
⑦ 漁業構造改革総合対策事業	21億円
・資源管理に取り組みつつ持続可能な収益性の高い操業・生産体制への転換を図るため、高性能漁船の導入等による収益性向上の実証の取組等を支援	
⑧ 韓国・中国等外国漁船操業対策事業	50億円
・急増する韓国・中国等の外国漁船に対応するため、我が国海域において、漁業者が行う外国漁船が投棄した漁具等の回収・処分や外国漁船の操業状況の調査・監視等を支援	
⑨ 沖縄漁業基金事業	20億円
・日台漁業取決め海域等において、沖縄の漁業者が行う外国漁船が投棄した漁具等の回収・処分や外国漁船の操業状況の調査・監視等を支援	
⑩ 漁業取締活動の強化	4億円
・外国漁船による違法操業に対応するため、水産庁所属の官船・用船による漁業取締活動を強化	

令和 2 年度
税制改正予定事項

令和元年12月
農林水産省

令和元年12月
農林水産省

令和2年度税制改正主要事項

1. 新規・拡充事項

- (1) 人・農地プランの中心経営体として位置付けられた認定新規就農者に利用させるため、農業協同組合等が取得した一定の償却資産に係る課税標準の特例措置の創設（固定資産税）
- (2) 農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却等の対象業種に農業資材の卸売・小売事業を追加（所得税・法人税、登録免許税）

2. 延長事項

- (1) 農業経営基盤強化準備金制度の1年延長（所得税・法人税）
- (2) 農林漁業用A重油に対する石油石炭税（地球温暖化対策のための課税の特例による上乗せ分を含む。）の免税・還付措置の3年延長（石油石炭税）
- (3) 農地中間管理機構への貸付けによる農地の利用の効率化及び高度化の促進を図るための農地の保有に係る課税の軽減措置の2年延長（固定資産税・都市計画税）

第1 農業経営の安定化・農業の構造改革の推進

- 1 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により市町村が公表した人・農地プランにおいて、地域の中心となる経営体として位置付けられた農業経営基盤強化促進法に規定する認定就農者に利用させるため、農業協同組合等が取得した一定の償却資産に係る固定資産税について、課税標準を最初の5年間、価格の3分の2とする特例措置を令和4年3月31日まで講ずる。(固定資産税)
- 2 農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却(機械・装置40%、建物等45%)について、関係法令の改正を前提に、対象業種に農業資材の卸売事業及び小売事業を加える。(所得税・法人税)
- 3 農業競争力強化支援法に規定する認定事業再編計画に基づき行う登記に対する税率の軽減措置(会社の設立・資本金の増加0.7%→0.35%等)について、関係法令の改正を前提に、対象業種に農業資材の卸売事業及び小売事業を加える。(登録免許税)
- 4 農業経営基盤強化準備金制度(交付金を準備金として積み立てた場合及び同準備金・交付金を活用して農用地等を取得した場合の経費算入)について、その適用期限を1年延長する。(所得税・法人税)
- 5 輸入・国産農林漁業用A重油に係る石油石炭税(地球温暖化対策のための課税の特例による上乗せ分を含む。)の免税・還付措置の適用期限を3年延長する。(石油石炭税)
- 6 農林漁業用軽油に係る石油石炭税(地球温暖化対策のための課税の特例による上乗せ分)の還付措置の適用期限を3年延長する。(石油石炭税)
- 7 農地中間管理機構への貸付けによる農地の利用の効率化及び高度化の促進を図るための農地の保有に係る課税の軽減措置(貸付期間10年以上で、3年間、課税標準の1/2控除等)の適用期限を2年延長する。(固定資産税・都市計画税)
- 8 農地中間管理機構が農用地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する税率の軽減措置(2%→1%)の適用期限を2年延長する。(登録免許税)

- 9 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の適用期限を3年延長する。(所得税・法人税、個人住民税)

第2 農林水産関連産業の振興等

- 1 卸売市場法の改正に伴い、以下の措置を講ずる。(消費税)
① 適格請求書の交付義務が免除される卸売市場の範囲を、中央卸売市場、地方卸売市場及び農林水産大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たす卸売市場とする。
② その他所要の措置を講ずる。
- 2 中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に基づき行う登記に対する税率の軽減措置(合併による不動産の所有権の移転 $0.4\% \rightarrow 0.2\%$ 等)の適用期限を2年延長する。(登録免許税)
【経産省等2省共管】
- 3 中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に従って行う事業の譲受けにより取得した一定の不動産に係る課税標準の特例措置(不動産価格の1/6控除)の適用期限を2年延長する。(不動産取得税)
【経産省等2省共管】
- 4 産業競争力強化法に規定する認定事業再編計画等に基づき行う登記に対する税率の軽減措置(会社の設立・資本金の増加 $0.7\% \rightarrow 0.35\%$ 等)の適用期限を2年延長する。(登録免許税)
【経産省等3省共管】

第3 農山漁村の活性化・環境対策の推進

- 1 バイオ燃料製造業者が取得した一定のバイオ燃料製造設備に係る課税標準の特例措置(3年間、課税標準の1/2控除)について、ガス製造設備以外の製造設備に係る課税標準を価格の3分の2とした上、その適用期限を2年延長する。(固定資産税)
- 2 再生エネルギー発電設備等に係る特別償却制度について、特別償却率を現行の20%から14%に引き下げた上、その適用期限を1年延長する。(所得税・法人税)
【経産省等3省共管】

- 3 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置（3年間、本来の課税標準額に特例割合を乗じた額を課税標準とする）について、出力が5,000kW以上の水力発電設備に係る課税標準の特例割合を現行の2/3から3/4へ縮減した上、その適用期限を2年延長する。
（固定資産税）

※特例割合（バイオマス発電設備（1万kW以上）の場合）：2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲で条例で定める割合（わがまち特例）

【経産省等2省共管】

- 4 公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置（本来の課税標準額に特例割合を乗じた額を課税標準とする）について、脱有機酸装置及び脱フェノール装置を適用対象から除外した上、その適用期限を2年延長する。【畜産事業場・食品製造工場等の汚水・廃液処理施設】（固定資産税）

※特例割合：1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲で条例で定める割合
（わがまち特例）

【経産省等3省共管】

第4 森林・林業施策の推進

- 1 国有林野の管理経営に関する法律の一部改正に伴い、樹木採取権を減価償却資産（無形固定資産）とし、耐用年数を樹木採取権の設定の通知で示された存続期間の年数とする等の所要の措置を講ずる。（複数税目）
- 2 独立行政法人農林漁業信用基金が受ける抵当権の設定登記等に対する税率の軽減措置（0.4%→0.15%）について、木材の安定供給の確保に関する特別措置法の事業計画の認定を受けた木材製品利用事業者等が行う木材安定供給確保事業に必要な資金の借入れに係る債務保証を適用対象に加える。（登録免許税）
- 3 森林組合法の改正を前提に、改正後の森林組合等について、現行制度と同様の措置を講ずる。（複数税目）
- 4 山林所得に係る森林計画特別控除（収入金額の20%控除等）の適用期限を2年延長する。（所得税）
- 5 農林漁業用軽油に係る石油石炭税（地球温暖化対策のための課税の特例による上乗せ分）の還付措置の適用期限を3年延長する。（石油石炭税）（再掲）

- 6 再生エネルギー発電設備等に係る特別償却制度について、特別償却率を現行の20%から14%に引き下げる上、その適用期限を1年延長する。(所得税・法人税)(再掲)

【経産省等3省共管】

第5 水産施策の推進

- 1 輸入・国産農林漁業用A重油に係る石油石炭税(地球温暖化対策のための課税の特例による上乗せ分を含む。)の免税・還付措置の適用期限を3年延長する。(石油石炭税)(再掲)
- 2 農林漁業用軽油に係る石油石炭税(地球温暖化対策のための課税の特例による上乗せ分)の還付措置の適用期限を3年延長する。(石油石炭税)(再掲)

第6 その他

- 1 企業年金等の積立金に対する特別法人税の課税の停止措置の適用期限を3年延長する。(法人税、法人住民税)
【厚労省等6省庁共管】
- 2 確定拠出年金法等の改正を前提に次の措置を講ずる。(所得税・法人税)
 - ① 確定拠出年金制度等について次の見直し等が行われた後も、現行の税制上の措置を適用する。
 - イ 確定拠出年金制度及び農業者年金制度の加入可能要件について、企業型確定拠出年金制度は厚生年金被保険者であれば、個人型確定拠出年金制度及び農業者年金制度は国民年金被保険者であれば、それぞれ加入可能とする。
 - ロ 確定拠出年金制度、確定給付企業年金制度及び農業者年金制度の受給開始時期等の選択可能な範囲を拡大する。
 - ② その他所要の措置を講ずる。

【厚労省共管】

[税制改正見直し事項（廃止等）]

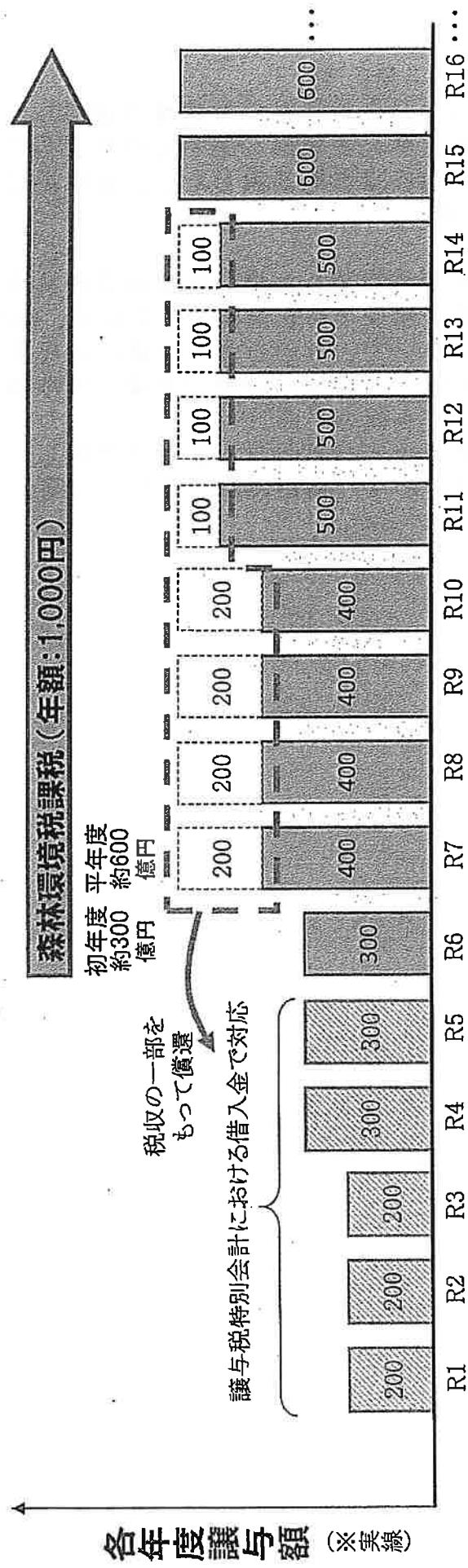
- 1 中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用に係る農業競争力強化支援法に基づく設備廃棄等欠損金の特例措置について、所要の経過措置を講じた上、適用期限の到来をもって廃止する。（法人税）
- 2 農業協同組合等が取得した農林漁業者等の共同利用に供する機械及び装置に係る課税標準の特例措置（3年間、課税標準の1/2控除、恒久的措置）について、次のとおり見直しを行う。
 - ① 中小企業高度化資金等の貸付けを受けて取得した機械及び装置を特例の対象から除外する。
 - ② 農業近代化資金等の貸付けを受けて取得した機械及び装置に係る特例措置について、適用期限を3年とする。

森林環境譲与税の見直し（部会要望重点項目一覧にない項目）

資料1-2

現行制度の概要

令和元年度から令和5年度までの各年度における森林環境譲与税の譲与は、交付税及び譲与税特別会計における借入金により行い、当該借入金は、後年度の森林環境税の税収により償還することとしている。



改正案

市町村及び都道府県における森林の整備及びその促進に関する施策の実施状況等に鑑み、令和6年度までの各年度において譲与する森林環境譲与税に、地方公共団体金融機関の公庫債権金利変動準備金を活用することができることとし、予算措置を前提に、令和2年度から令和6年度までの各年度の譲与額を見直す等の所要の措置を講ずることとする。（注）各年度において公庫債権金利変動準備金を活用する場合には、当該年度の森林環境譲与税については、交付税及び剩余税配布金特別会計における借入金は充てないこととする。

令和2年度組織・定員について

令和元年12月
農林水産省

令和2年度組織・定員については、「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づき、農林水産業の成長産業化に向けて、農林水産行政をめぐる諸課題に的確に対応するため、以下の事項を重点として、所要の体制整備を図る。

1 農業の競争力強化に向けた体制の強化 (109人増)

- ① 輸出先国の規制への対応を強化するため、農林水産大臣を本部長とする司令塔組織として農林水産物・食品輸出本部を設置し、食料産業局に輸出先国規制対策課（仮称）を設置するなど、農林水産物・食品の更なる輸出拡大に向けた体制を強化（23人増）
- ② 和牛遺伝資源の流通管理の適正化や保護の強化を図るため、生産局畜産部畜産振興課に家畜遺伝資源管理保護室（仮称）を設置するとともに、優良な植物品種の海外流出の防止のための体制を強化（12人増）
- ③ C S·F、A S F等の家畜伝染病や病害虫に対する国内防疫及び水際検疫の適切な実施に向けた体制を強化（45人増）
- ④ 農地・農業用施設に係る豪雨等による自然災害に対する防災・減災及び国土強靭化のための体制を強化（25人増）

2 林業の成長産業化に向けた体制の強化 (29人増)

- ① 意欲と能力のある林業経営者が国有林から長期・安定的に樹木を採取できる樹木採取権制度の適切な運用のための体制を強化（9人増）
- ② 豪雨等による大規模な山地災害に対する防災・減災及び国土強靭化のための体制を強化（15人増）

3 水産業の成長産業化に向けた体制の強化 (22人増)

- ① 悪質・巧妙化する外国漁船に対する漁業取締体制を強化（21人増）
- ② 水産改革に伴う新たな資源管理システムの導入・実施の一環として、沿岸密漁対策に向けた体制を強化（1人増）

4 その他 (21人増)

- ① 政府が輸入・販売等を行う米麦におけるリスク管理を強化するため、政策統括官付貿易業務課に米麦品質保証室（仮称）を設置
- ② 飲食料品製造業等における特定技能外国人材の確保及び適正な受入れを図るための体制を強化（2人増）
- ③ 最先端技術の生産現場への実装の推進やデータ連携基盤の適正な運用によるスマート農林水産業の実現を図るための体制を強化（11人増）

【参考】

令和元年度未定員：20,763人
増 員： 181人
減 員： 473人
令和2年度未定員：20,471人

